

農 林 水 産 委 員 会

- 1 期 日 平成21年3月5日（木）
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 出席委員 委員長 宮 政利
副委員長 沖井 純
委 員 高木昭夫、河井案里、小林秀矩、大井哲郎、芝 清、
田辺直史、山崎正博、小島敏文、檜山俊宏

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[農林水産局]

農林水産局長、総務管理部長、農林水産総務課長、農業活性化推進課長、団体検査課長、農水産振興部長、農業技術課長、農業経営課長、農産課長、畜産課長、水産課長、農林整備部長、技術総括監、農林整備管理課長、農業基盤課長、林業課長、森林保全課長

6 付託議案

- (1) 県第28号議案 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案中所管事項
- (2) 県第40号議案 子牛公正取引条例を廃止する条例案
- (3) 県第51号議案 農村整備事業の費用の一部を受益市に負担させることについて
- (4) 追県第1号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第6号）中所管事項
- (5) 追県第6号議案 平成20年度広島県農林水産振興資金特別会計補正予算（第1号）
- (6) 追県第7号議案 平成20年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第4号）中所管事項

7 報告事項

- (1) 最低制限価格等の見直しについて
- (2) 五日市漁港内における行政代執行の実施について

8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 付託議案

県第28号議案「広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案中所管事項」外5件を一括議題とした。

- (4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（大井委員） 追加議案の県産材住宅モデル普及推進事業についてお伺いをさせていただきます。戦後の拡大造林による資源が利用可能な時期となり、本県では、杉、ヒノキの蓄積量が平成17年には3,600万平方メートルに達しています。これは平

均的な住宅に換算すると54万棟に相当する量だということを聞き及んでいます。広島県の木造住宅の建築戸数が年間で1万戸足らずであることから、単純に言うと54年分の蓄積量が我が県の山にある。一方、割合にすれば本県の資源利用率はわずか0.2%、県内の森林が供給する木材のシェアにあつては7%、要するに今我が県は9割以上を外材と建材材料で賄っている状況下にあるのではないか。県では、県産材の大量安定供給と消費拡大によって持続的な広島県林業を構築するため、低コスト林業団地推進事業やひろしまの木材供給体制構築事業を実施され、大朝工業団地内に木材集出荷販売施設が整備されたということは大変喜ばしいことで、来年度の当初予算においては、県内産材料を60%以上利用した一戸建て住宅に対する補助制度も新しく創設される。これは大変我が県にとって喜ばしいことだと思いますし、高く評価するものであります。

ただ、この追加提案された県産材住宅モデル普及推進事業に私は異論を訴えていかなければいけない。というのは、案でありながら、もはや4カ所の場所が商工センター、安佐南、安佐北、東広島に決まっている。案でありながらこういうものが決まって出てくるというのは我々には考えづらいことなのですけれども、国費の充当率が100%であることから広島県の場合あらかじめそういうように4カ所と限定されてきたことなのか。時間がなかったといえばそうなのでしょうけれども、予算編成にも絡んでおりますので、このことについて総務管理部長にお伺いしたいと思いますので、明快な答弁をお願いします。

○答弁（総務管理部長） まず、このモデル普及推進事業でございますけれども、成熟期にある県内の人工林を有効活用するため、住宅分野の消費拡大は重要という中で、県産材の消費拡大を図るため県産材活用促進住宅の整備に対して支援をしたいということで進めている事業でございます。

この事業の趣旨等を踏まえますと、十分な周知はもつとものことですが県内の地域バランスにも配慮いたしました事業実施が望ましいということは委員の御指摘のとおりと考えております。

この事業の周知につきましては、国の第2次補正予算を受けたものでございまして、極めて短期間に対応せざるを得なかったということがございます。戸数については限定されていなかったと思っておりますけれども、結果といたしまして十分な周知に至らなかったことなどから広島地域及び東広島地域の事業実施という形になったものでございます。今後、こういった予算措置に当たりましては、事業の取り組みには可能な限り十分な周知期間をとり、あるいは周知方法などに留意いたしまして、限られた財源の中で最大の効果が発揮できますようにいたしたいと考えております。

○質疑（大井委員） 私自身この事業を大変高く評価しております。県産材をPRするためにもより一層こういうことを進めるべきであります。先ほど申しましたように、広島県にある材木が54年かけてやっときれいになり豊富にあるわけですから、地産

地消ということでこういうことはどんどん進めていくべきであります。今、部長がおっしゃったように、やむを得ない事情があったのは理解します。

ただ、県産材住宅モデル普及推進事業は、国土交通省から県の住宅課にまず話が行ったということを知ると、もう少し地産地消を訴えるのであるならば県全体でこういうことを真剣に協議していただきたいと思います。本当は農林水産局がやることではないような気がしてならないのです。こういう大事な高く評価するようなものでありますから、国土交通省は今年度限りの予算かも知りませんが、今年度難しいにしても来年度予算編成において、県北にも東部にも1棟ずつこういうモデルハウスを設置して県民に広く県産材を活用していただくようにやっていただきたいと思います。財政の大変厳しい中で県が新しくこういう事業をできるのかという疑問はありますけれども、私はやっていただきたいという気持ちがありますがどうでしょうか。これは要望なのですが、何か言っていただければありがたいと思います。

○答弁（農林水産局長） 今回のこの事業の実施につきましては、今、委員御指摘のように国土交通省の事業でございまして、その基本にはやはり我々農林水産局として県全体、とりわけ土木局あるいは都市局に対して県産材の推進についてもっと事前に我々の思いを伝えるべきだったという点で反省しております。今後は、今回の事業実施に当たって御指摘を受けたこと、また我々自身が今思っておりますこと、なぜもっと早く我々が知り得なかったかという点も含めて今年度の事業実施をする際、あるいは来年度の事業実施をする際に考慮して取り組んでいきたいと思っております。また、来年度につきましては、今年度4棟を予定しておりますけれども、この事業実施の状況も踏まえ、また、御指摘いただきました県産材利用促進のための新たな支援制度に来年取り組むことにしております。これらの状況も踏まえて検討してまいります。

○要望（大井委員） 先ほど言いましたように、54年分の木が広島県の山に眠っているということをよく考えていただいて、林業をやられている人も大変だろうと思っておりますので、明るい兆しが出るように林業行政の方にも力を注いでいただきたいと思っております。

○質疑（小林委員） 大井委員の関連であります。県産材ということでは初めて予算組みをされたような感じがしています。高く評価をしたいと思っておりますが、供給そして流通体制についてお伺いしたいと思います。住宅一戸建て新築について6割以上の県産材をということでもありますけれども、現状を見たときに岡山県の市場に流れたり、山口県へ流れたり、島根県へ流れたりというような状況で、県産材が県で消費されない状況になっている。大朝工業団地へ中国木材が立地され、そこに関する供給体制は、間伐材については鋭意努力をさせていただいておりますけれども、用材としての供給体制、流通体制を今からどのようにわかりやすく、どこの工務店が求めてもそこに行ったらちゃんとしたマークがついて、ちゃんとしたものが買えると

いうその流通まで、県が踏み込んでいけるかどうかも含めてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○答弁（農林整備部長） 委員からの御指摘がございました県産材の流通体制でございますが、本県県産材をきちんとした形で出荷できるような企業は非常に少ないのでございます。隣の岡山県の方が非常にしっかりした企業が多く、県産材についてはそういうふうな状況になってございます。

そういった中で委員の御指摘がございましたように、今後、県産材を使った家づくりのようなものが推進されるに当たっては、やはり県内にきちんと住宅工務店、住宅メーカー、工務店に出荷できる製材の方々が必要になってくるので、県産材に転換してもらうということも重要かと思っております。そういう意味では中国木材が国産材を一部取り扱うということは非常に期待をしているところでございますし、今回の事業を通じまして、新たに家づくりグループのように山側から一定のルートを持った製材業、大工、工務店、設計、そういうグループをつくっておられるような方々がきちんと出していけるような体制も応援ができるものだと思っております。

また、本県では、広島県森林組合連合会が事務局になってございますけれども、本県内に6つ市場がございます。そこの市場で出される丸太については広島県の認証材ということで広島県産というラベルを張られる、認証できるというような仕組みをつくっておりますので、そういうものをぜひ利用していただいてきちんとした製造業が育っていくということを私どもも期待し、応援をしていきたいというふうに考えております。

○質疑（小林委員） もう1点、中国木材が集成材を使いますけれども、米松と県産材の杉、ヒノキを使われると思いますが、それは県産材として認められるのかどうか、その点はどうか。

○答弁（農林整備部長） 中国木材が杉と米松でサンドイッチした形の集成材をつくりますけれども、当然その中に使われる杉が県産材であれば、それは製品として県産材という形で認定をしていくように考えております。

○要望（小林委員） 先ほども言ったとおり、利用促進が今回の予算の中に出てきたということを非常に高く評価しているわけでありましてけれども、やはり皆さんがわかりやすい供給体制、流通体制を一日も早く確立をしていただきたい。来年もその次も予算をふやすなりして、県産材を住宅へ使っていこうという機運を高めていっていただきたいということを要望して終わります。

○質疑（小島委員） 大井委員の質問の関連ですが、国土交通省が国産材というネーミングで出してきた。それがたまたま我が県に来れば県産材となってくるのですが、それはそれでいいのですけれども、なぜ西の方ばかりに偏っているのかということが一番気になるわけです。県の東部にも北部にも工務店とか業者もいるわけで、10分の9も補助があればみんなしたいですよ。県としては広島と備後と備北というトライアングルシフトをずっとしているわけで、その基本があつてなぜ4棟もつくる

のに広島市内、そして東広島だったのか。その周知徹底というか、募集方法はどうかだったのかということが一番聞きたい。そこが全然答弁になっていない。選定方法はどうなっているのですか。

○答弁（総務管理部長） まず、この事業につきましては、国土交通省が事業を考えているとあって動き出したのが12月22日、23日で、その後、いろいろな方法を使って、国土交通省のホームページとか全国的な団体とか、それから林野庁ラインからは県の農林水産局、国土交通省ラインからは土木局にそれぞれ要望がありました。そういう中で事前把握といいますか、そういった形を土木局は市町を通して、我々農林水産局は1月上旬が情報提供日という中で、いろいろな団体、例えば県産材で家作りを行っているグループでございませつか、県の木材組合連合会へ情報を提供しました。一方で、全国的な団体のラインからも流れていますので、そちらから情報入手された企業もおられます。そういうものをやられまして、県では土木局が担当してやっておりますけれども、要望調査という形で1月27日から2月3日にかけて集約しております。そういう中で最終的には県内で5棟建ちますが、4棟については県が集約していますし、もう1棟は全国団体であります全国中小建設工業団体連合会のラインが集約されております。結果的に県内全体で5棟、そのうち4棟は県の予算、地域的には広島が4カ所、東広島が1カ所ということになって、東部とか北部、そういったところで要望がなかったということでもあります。

○質疑（小島委員） 東部と北部の要望はなかったということですか。ちょっと不思議ですね。

○答弁（農林整備部長） 今、総務管理部長から御説明をいたしましたけれども、基本的には住宅課が本県の全市町に情報を流し、私ども林業課からは県産材で家をつくっているグループが7グループ、これが県北にもございますので、地域バランスというか、広島に特化しているわけではなくて、私どもが承知している県内のそういったグループにもきちんと御説明、連絡、周知をしております。また県木材組合連合会にもお話をしたところ、この事業ができそうな住宅展示場で展示をしておられるような傘下の会員ということで、広島市に限った会員ではなくもっと広い範囲で周知をしたというふうに聞いているところでございます。ただ、結果として、締め切りの期間が近かったこともあったのかかもしれませんが、本県に要望が上がってきたのが4件であったというところで、そこが広島市、東広島市というようなところになったと考えております。

○要望（小島委員） 部長の答弁ですが、県はしたつもりだけれども、私も東部の方で実際に工務店に聞いてみると知らないと言うのです。そこがどうなっているのか。時間がないと言えばそれで終わるけれども、それにしても行政側の配慮というのは要と思うのです。応募がなかったからたまたま集中したというのは、ちょっと考えてみるとおかしい話なのです。何か一定のルートから行ったのかなという感じを持たないでもないのです。いずれにしてもお願いしたいのは、国からもらったのだ

から、県ももう少し性根を入れて県内バランスということを考えてほしい。県単独でやれというとできないわけでしょう。

やはり林務にしても今は大朝の中国木材に一生懸命で、県産材を使え使えと言っても、県内の木材の市場というのはあっても、どうしても岡山の立米単価が高いわけだから、東城や西城や庄原方面、神石などは皆向こうに行きます。こっちに来いと言ってもそれが現状です。そのことを知った上でどうするかという話でしょう。やりますといっても現状はなかなかきついと思う。余計なことを申し上げれば、大朝の中国木材には本当に林務が予定しているように材が集まるのか。このことは非常に疑問に思っているし心配もしている。同時に、いかに言ってもこの景気で住宅建築が少ない。中国木材がやると言いましても、つくってもはけなければいけないわけだから、そこらの企業の兼ね合いもあって大変に苦勞される。気持ちはわかるけれども、せつかくのこういう制度ですから、県もよくバランスを考えていただきたい。要望しておきます。

○質疑（高木委員） 今の続きですが、このモデル事業で国は国産材としているが、県産材に限定した都道府県がどの程度あるか。

○答弁（農林整備部長） 国土交通省のこの事業については、地域材という銘打ちをしていますので、基本的には都道府県単位でいけば恐らく都道府県の県産材ということだと思っておりますし、また団体経由の予算もございますので、その辺についても地域材か県産材かどちらかの言葉で配分されるというふうに考えております。

(5) 表決

県第28号議案外5件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（小島委員） 1点だけ要望しておきたいのですが、緊急雇用対策で農業技術大学校の方で新規就農者の募集があって予定以上の応募があるという中で、果たして本当に就農へ結びつくのだろうかということを心配しているのです。

私が思ったのは、私の地元で言えば、例えばナシとかそういうものをやっている農業生産法人へ農業短大でやっているから使ってくれと言ったら、先生、遅かったと言う。どうしてかと聞いたら、中国人を2名入れましたという話なのです。ブドウとかナシとかそういう企業的な農業を展開している法人へうまく入れられるかと思ったけれども、現状はこれもきついのかなと思うのです。

それから農業生産法人へ入れるとしても、それは幾らか、9万円か10万円ぐらいの補助があるのでしょうかけれども、そこへ就農しても10万円前後で食っていくというのは最低賃金に合わないような額だからできない話である。どうやって勉強した人を就農させるのかというのは疑問なのです。今回は緊急だから、県も国に右へ倣えでやっていращやるけれども、根本的に今までこういうふうに農業、農業、就農、就農と大見え切って大きな声で言えるときがなかったと思うのです。このチャンスをやうまくつかみたいというのが私の本心なのですが、問題はどうやって食わず

のかということです。農林水産局はシンクタンクばかりだから、本当に就農に結びつくようなそういうシステムというか、制度を何かちょっと考えてもらえないかと思うのです。それをしなかったら幾ら声高に就農だ農業だと言っても、結果は何だったのかとなると僕は思うのです。何年もこうやって農林水産委員会でいろいろな議論をしてきたけれども、なかなかそれが実現しないということは事実だし、みんなそれは知っているのだから、この辺でもう一つ、もう一踏ん張り知恵を出してもらいたいと思うのです。

○答弁（農業技術課長） 就農促進研修の状況について、まず御説明させていただきます。

2月16日に緊急雇用対策として開設させていただきまして、25人から研修を始めたのですが、現在は23人です。1人は、2回ほど就農面接会を行うということで、2月24日に尾道会場と三次会場で実際に集落法人なり農業外企業の方、また一般法人の方に来ていただいて自分のところがこういった従業員を欲しいということで面接会を設けさせていただきました。それで、25人から1人減っているのは、お一方が内示をいただいたということです。それと、面談の中でこの方がいいということで、実はもう1回自分の事業所へ来て面談してから決めたいというような事業者もいらっしゃいますので、幾らかは就農につながるものと思っています。

ただ、この就農研修というのは、30日の短期間で行うものですから、研修者の動機づけをするのが精いっぱいというふうに考えていますので、根本的な対策というのは別途とるべきものだというふうに考えております。

○質疑（小島委員） 今の1名というのは、どういうところへ行ったのか。例えば野菜工場とか、そういうところへ行ったのですか。

○答弁（農業技術課長） 野菜工場へ1名です。

○質疑（小島委員） そうだろう。やっぱり雇用できるのは、ハウス栽培の野菜工場とかイチゴや野菜とかで、そういうところには確かに行けると思うのです。それだけではいけない。動機づけだけではちょっと寂しいと思います。

○答弁（農業技術課長） 今回の研修は短期の離職者対策ということで実施しておりますが、県では高校を卒業した方につきましては農業技術大学校で2年間作物の生育を通じて実習と座学を行って、本格的な農業のプロを育成するというも行っております。

そこで卒業された方の就農先ということなのですが、今まで集落法人には2つの法人で合計5名ほど行かれていますし、農外企業についても3人行かれています。ことしの卒業生についても集落法人の方へ2人ほど行き、また農外企業の方にも複数人行かれるような予定になっております。農業の方がしっかり求人していただければ、離職者の短期間の養成ではなかなか間に合いませんが、農業のプロ、後継者育成にはそちらの方で対応していきたいというふうに考えております。

○質疑（小島委員） 課長、あなたの答弁が他人事のように聞こえるのだけれども、どうなのですか。

○答弁（農水産振興部長） 委員御指摘のとおり、今回の社会情勢の中で私どももしっかりと新たな担い手の確保ということを就農に結びつけていきたいということでございます。

しかし、一方で、委員が指摘されますように、受け入れ側も中途半端な思いで来てもらっては困るということも、実際に生産法人等の意見でございます。そういった中で私どもとしましては、現在それぞれの集落法人、生産法人に対して受け入れの可能性というのを確認しております。それは相当な数になっております。これから緊急雇用対策で研修を行っております対象者へさらに結びつきを強めるという形で、できるだけ確実な就農へ結びつけていきたいという思いでそれぞれ就農先等を行っております。将来的には、私どもが進めております産業として自立できる農業の確立ということで、生産法人なり集落法人がしっかりとした経営体になっていただくというのが第一であるということです。引き続き構造改革を進める中で新たな担い手、それから現在の社会情勢に応じた離職者等の対応ということもあわせて結びつけていきたいというふうに考えております。

○質疑（小島委員） 最後に、157の法人ですが、今後やっていく中で、法人はできたが後継者がいないというのがある。それをどうするのかといたら、今度は規模を拡大するという考え方がある。ところが、オペレーターがいなくなったというところに対して例えば9万円の補助が出るのなら、プラスもう5万円か6万円かを法人としてその人に払えるような知恵というか、何か仕組みができればと思う。後継者がいないから、統合と合併というのも一案だけれども、やはりそこへ来てください、ここで幾らか払うからやってくれというふうに誘導していくことも要るのだらうと思うのです。そこらを農林水産局の方でシンクタンクだから知恵を出して、そういうモデルとか仕組みを考えられるものなら考えてみてもらいたいと思うのです。

○答弁（農水産振興部長） 委員御指摘のとおり、そういう受け入れ先がしっかりした経営体になるということで、繰り返しになりますけれども、そういう観点で現在集落法人の経営の高度化というのを進めているわけでございます。現在私どもが把握しておりますのは、生産法人等で34名の求人がございます。あとパートとか短期のアルバイトというのもございますけれども、そういう情報がございますので、これらをしっかりやっていきたい。あわせて委員が言われました集落法人に対して新たな担い手をどう入れていくかという仕組みづくりについても、今後関係者を含めてシステムづくりというのを構築していきたいというふうに考えております。

○質疑（小林委員） 2点質問をいたします。

先ほどの最低制限価格等の見直しについての説明の中で3月中に5カ所で説明会を開くとおっしゃいましたが、場所はどこでしょうか。

○答弁（技術総括監） 広島、呉、福山、東広島、三次です。

○要望・質疑（小林委員） 最初の試みでありますので、当然、漏れのないように周知徹底して懇切丁寧に説明をお願いすることを要望しておきたいと思っております。

もう1点であります、農業技術大学の専修化が迫ってきておりますけれども、募集に対して応募状況はどうかということと、応募される方に専修化ということでのマインドの変化があったのかどうかをあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○答弁（農業技術課長） まず応募状況なのですけれども、大学の入試というのが推薦入試と一般入試、それと社会人になられている方のAO入試と3つありまして、今終わっているのが推薦入試と一般入試の前期、それとまだもう少し確定していないのですがAO入試が途中の段階です。

50人の定員に対し、今16人の合格者です。あと残りが一般入試の後期とAO入試の一部が残っておりますので、20人を超えるものと思っています。

それと、専修化によるマインドの話ですが、この専修化を発表したのが12月中旬ということで、ことし応募される学生に対しては一般入試の後期の方に影響が多少あったと思います。高校の先生とお話する中で、今2年生で次に3年生になる方に対して大学のいろいろな案内をする中で大学校についても奨学金がもらえるとか、専門士の称号が与えられるとか、卒業して短大並みの扱いになるとか、それに加えてこれはその要素も多分にあるのですけれども、大学へ編入できるということをもって大学校に行ってやろうかというようなことを言われる生徒さんが多くて、この3月にも高校に対して説明会へ何度も出かけて行っているような状況ですので、専修化が高校生に対する大きなインパクトがあったというふうに考えております。

○意見（小林委員） 定員50名に対して今16名ということで、20名まではいくだろうということになれば去年よりは随分挽回できるというふうに思います。地元庄原もかなり期待をしております、専修化に対して市民の皆さんも高く評価をしておりますので、ぜひとも頑張ってください定員に届くような状態に来年あたりはなってくればというふうに思っています。

○答弁（技術総括監） 先ほど5カ所のうち東広島と申しましたが、三原市の間違いでございます。訂正しておわび申し上げます。

それと個別に説明会の案内を業者の方へ発送するという事で周知徹底を図りたいというふうに思っております。

(7) 閉会 午前11時34分